

■市民運動広場

● 現行(令和元年9月まで)

グラウンドの利用料

名称	単位	金額	
		市内に住所を有しない者がスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合
和邇・坂本・比叡平 市民運動広場	2時間	840円	3,350円
下龍華・堅田なぎさ・田上・瀬田南市民運動広場	2時間	630円	2,510円
下阪本・藤尾・石山 市民運動広場	2時間	420円	1,670円
山中・逢坂 市民運動広場	2時間	210円	830円

備考 和邇市民運動広場、下龍華市民運動広場、坂本市民運動広場及び比叡平市民運動広場のグラウンドを2分の1に分割して使用する場合は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

名称	単位	金額	
		使用者が市内に住所を有する者である場合	使用者が市内に住所を有しない者である場合
和邇市民運動広場のテニスコート	平日の午前9時から午後5時までの1面につき1時間	480円	970円
	上記以外の時間帯の1面につき1時間	720円	1,440円
田上市民運動広場の集会室	午前9時から午後1時まで	320円	480円
	午後1時から午後5時まで	320円	480円
田上市民運動広場の会議室	午前9時から午後1時まで	160円	240円
	午後1時から午後5時まで	160円	240円

備考 この表中「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

● 令和元年10月から令和3年9月まで

※改正部分の金額は赤字

グラウンドの利用料

名称	単位	金額	
		市内に住所を有しない者がスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合
和邇・坂本・比叡平 市民運動広場	2時間	1,060円	4,270円
下龍華・堅田なぎさ・田上・瀬田南市民運動広場	2時間	770円	3,110円
下阪本・藤尾・石山 市民運動広場	2時間	420円	1,700円 ※消費税分のみ
山中・逢坂 市民運動広場	2時間	210円	850円 ※消費税分のみ

備考 和邇市民運動広場、下龍華市民運動広場、坂本市民運動広場及び比叡平市民運動広場のグラウンドを2分の1に分割して使用する場合は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

名称	単位	金額	
		使用者が市内に住所を有する者である場合	使用者が市内に住所を有しない者である場合
和邇市民運動広場のテニスコート	平日の午前9時から午後5時までの1面につき1時間	610円	1,230円
	上記以外の時間帯の1面につき1時間	920円	1,840円
田上市民運動広場の集会室	午前9時から午後1時まで	410円	610円
	午後1時から午後5時まで	410円	610円
田上市民運動広場の会議室	午前9時から午後1時まで	200円	310円
	午後1時から午後5時まで	200円	310円

備考 この表中「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。
 (1) 日曜日
 (2) 土曜日
 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

● 令和3年10月から

※改正部分の金額は赤字

グラウンドの利用料

名称	単位	金額	
		市内に住所を有しない者がスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合
和邇・坂本・比叡平 市民運動広場	2時間	1,280円	5,120円
下龍華・堅田なぎさ・田上・瀬田南 市民運動広場	2時間	770円	3,110円
下阪本・藤尾・石山 市民運動広場	2時間	420円	1,700円
山中・逢坂 市民運動広場	2時間	210円	850円

備考 和邇市民運動広場、下龍華市民運動広場、坂本市民運動広場及び比叡平市民運動広場のグラウンドを2分の1に分割して使用する場合は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

名称	単位	金額	
		使用者が市内に住所を有する者である場合	使用者が市内に住所を有しない者である場合
和邇市民運動広場のテニスコート	平日の午前9時から午後5時までの1面につき1時間	720円	1,450円
	上記以外の時間帯の1面につき1時間	1,090円	2,180円
田上市民運動広場の集会室	午前9時から午後1時まで	490円	740円
	午後1時から午後5時まで	490円	740円
田上市民運動広場の会議室	午前9時から午後1時まで	240円	370円
	午後1時から午後5時まで	240円	370円

備考 この表中「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日